直結型浄水器等の取付許可条件について

柳井地域広域水道企業団

設置条件

1. 浄水器等を水道メーターの二次側に設置する際、装置一次側への逆流防止装置の取付が必要。

2. 当該装置の、一次側に蛇口を一つ以上設けてください。（当該装置を経ない水の採取が可能であること）

3. 設置後は現地検査を実施します。

提出書類

1. 活水器等設置申請書

2. 日本水道協会（JWWA）の認定証及び規格品（寸法、材質等）であることの証明証

3. 自己認証品使用報告書および試験報告書（自己認証製品の場合のみ）